

報 告 第 3 5 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成25年12月3日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

訴訟上の和解について

写

処 分 書

専 決 第 2 5 号

訴訟上の和解について

市営住宅明渡等請求事件について、次のとおり和解する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

平成25年11月25日

新居浜市長 石川 勝 行

1 事 件 名 市営住宅明渡等請求事件（松山地方裁判所西条支部平成25年
（ワ）第137号）

2 当 事 者

（1）原 告 新居浜市（代表者 新居浜市長 石川 勝 行）

（2）被 告 甲 （省 略）

乙 （省 略）

丙 （省 略）

3 和 解 条 項

（1）被告（甲）は、原告に対し、別紙物件目録記載の建物（以下「本件建物」とい
う。）についての本件入居契約が、平成25年7月1日、同被告の債務不履行によ

る解除により終了したことを認める。

(2) 原告は、被告（甲）に対し、本件建物の明渡しを、平成26年3月31日まで猶予する。

(3) 被告（甲）は、原告に対し、前号の期日限り、本件建物を明け渡す。

(4) 被告（甲）は、前号により本件建物を明け渡したときに、本件建物内に残置した動産については、その所有権を放棄し、原告が自由処分することに異議がない。

(5) 被告らは、原告に対し、連帯して、次のア及びイの金員の支払義務があることを認める。

ア 本件建物の未払賃料等として136万6,600円

イ 平成25年12月1日から本件建物の明渡し済みまで1か月1万9,200円の割合による賃料相当損害金

(6) 被告らは、原告に対し、連帯して、前号のア及びイの金員を、平成25年11月より毎月末日限り、3万円ずつ分割して（ただし、最終回は3万円に満たない端数額を）、原告方に持参し、又は送金して支払う。

(7) 原告は、その余の請求を放棄する。

(8) 訴訟費用は各自の負担とする。

別紙

物 件 目 録

(省 略)